

# 札幌市街路灯修繕 業務委託実施要領

令和8年度版

札幌市建設局土木部

# 業務委託実施要領

## 目 次

第1節	基 本	2
第2節	業務委託の形態	2
第3節	入札参加資格	2
第4節	入札及び契約	3
第5節	業務の実施	4
第6節	消費税の取扱い	5
第7節	その他	5
〔様式集〕		
様式A	業務委託成績表	7
様式B	成績表審査基準	8
様式C	出来ばえ審査基準	9
様式D	支出負担行為伺書	10
様式E	業務発注簿	11
様式F	入札参加資格に関する申立書	12

# 札幌市街路灯修繕業務委託実施要領

令和8年(2026年)1月23日  
建設局長 決 裁

この要領は、札幌市各区土木部が発注する街路灯修繕に係る業務委託の実施について、他に定める事項以外のものに適用し、もって、業務の円滑化を図ることを目的に定めるものである。

## 第1節 基本

街路灯は夜間通行の安全確保のため重要な道路施設であり、その修繕には迅速な対応を求められるものである。

業務委託の実施に当たっては、業務の目的を十分に理解し、効果的で、かつ、適正に業務を遂行するよう努めなければならない。

## 第2節 業務委託の形態

街路灯修繕に係る業務委託については、区において役務契約の一般競争入札により単価契約を行い、業務の指示、検査、経理を行うものとする。

## 第3節 入札参加資格

業務委託に係る入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たすものとする。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備等保守管理業」、小分類「電気設備保守業」、または中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」、小分類「電気機械器具保守・修理業」に登録されている者であること。
- 3 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、所在地区分が「市内」で登録されている者であること。
- 4 北海道電力ネットワーク(株)の引込線・計測器工事施工会社の認定を受けている者であること。
- 5 街路灯修繕業務を履行するために必要な装備能力等として、次の各号を満たす者であること。
  - ① 高所作業車等を所有していること、または、契約期間中常時リース等により確保できること。
  - ② 高所作業車等の運転免許を有し、作業を行うための技能講習を修了している者を契約期間中配置できること。
- 6 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- 7 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- 8 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 9 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

### ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

## 第4節 入札及び契約

- 1 本業務は、役務契約であり「契約事務ハンドブック（役務編）」の適用を受ける。
- 2 入札は、一般競争入札参加者を対象に、次により行うものとする。
  - (1) 各単価に年間予定数量を乗じた額の合計額（総価）での一般競争入札とする。

- (2) 入札者は、本市が提示した各工種全てに単価を入れなければならない。
  - (3) 入札者は、市が作成、配布した計算ファイル（エクセル）の「単価内訳書」を用い、計算式、書式等を改ざんしてはならない。
  - (4) 入札者は、各工種の単価には全て金額を記入（入力）しなければならない。
  - (5) 入札書と単価内訳書には割印を押印しなければならない。
  - (6) 入札書に記載する金額は、単価内訳書の合計金額と一致した金額を記入する。
  - (7) 入札書備考に記載されている条件を満たしていない場合は、失格とする。
- 3 入札参加資格の審査については、開札後に落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する方式(事後審査方式)で行うこととする。入札参加の審査に係る書類については、「一般競争入札参加資格確認申請書」とともに、以下の書類を添付書類として提出すること。
- ・ 競争入札参加資格認定通知書
  - ・ 第3節入札参加資格第4項を証明できる書類の写し
  - ・ 第3節入札参加資格第5項第1号に規定する「入札参加資格に関する申立書」（様式F）
  - ・ 組員名簿（第3節入札参加資格第7項に該当する場合）
  - ・ その他任意提出書類
- 4 前項の一般競争入札において不調となった際は、再度一般競争入札を行うこととする。ただし、再度一般競争入札を行うことで、業務履行時期が市民生活に影響を及ぼす恐れがあるなど一般競争入札に付することが不利と認められる場合は、資格審査委員会を経て指名競争入札を行うことができるものとする。
- 5 契約は、次により行う。
- (1) 一般競争入札(または前項における指名競争入札において最低価格を入札した業者と契約する。
  - (2) 契約は、全ての工種に対する単価契約とする。
- 6 支出負担行為  
支出負担行為については、施工伺い時に第2項(1)における合計額(総価)にて伺い、契約後に落札した契約単価を入れ替えた合計額で契約決定する。

## 第5節 業務の実施

業務委託実施の基本は、次のとおりである。

### 1 業務の着手

業務着手日(履行期間の初日)に提出される書類は以下とおり。(業務仕様書参照)

- ・ 業務着手届(様式1)
- ・ 現場代理人及び主任技術者指定通知書(様式2)(業務着手届に添付)
- ・ 技術者経歴書(様式3)(現場代理人、主任技術者についてそれぞれ作成のうえ業務着手届に添付)
- ・ 施工計画書

上記提出書類について、業務員は記載内容の不足や妥当性について確認し、所属の部長までの供覧を修繕作業の始まる3月末日までに完了すること。

### 2 業務指示

- (1) 受託者に業務の指示を行う場合は、修繕発注書(様式12)に必要事項を記載の上、所属長の決裁を経て受託者に送付し、業務発注簿(様式E)に記載する。
- (2) 指示した業務の累積額が、第4節4の支出負担行為で定めた額を超える見込みとなった際は、配分を受けた予算の範囲内で、別途支出負担行為にて追加額を定めること。

### 3 市設街路灯修繕業務内容報告書

- (1) 受託者は、指示日、修繕日、街路灯管理番号、住所、街路灯の形式、作業内容(単価番号)、数量、単価、金額を記載した市設街路灯修繕業務内容報告書(様式9)を、毎月末後に速やかに提出するものとする。また、業務の該当月は修繕日を基準とする。
- (2) 提出された市設街路灯修繕業務内容報告書(業務実施数量集計表(様式10)、業務日誌(様式8)、支給材料使用簿(様式5)、ある場合は現場発生材の処分伝票を添付)は、受付印を押して受領日を明確にし、所属長まで供覧すること。なお、文書番号の付番は不要とする。

### 4 完了届

- (1) 履行期間内に次の6つの期間を定め、その期間の業務が完了した場合は速やかに完了届(様式11

) が提出されるが、事前に当該期間の市設街路灯修繕業務内容報告書が提出（期間内最終月については、同時でも可）されている必要がある。

検査月	対象月
6月	4、5月
8月	6、7月
10月	8、9月
12月	10、11月
2月	12、1月
3月31日	2、3月

- (2) 完了届（業務実施数量集計表（様式10）を添付）を受領した業務員は、その完了を確認したうえで所属長まで報告する。業務員が不在の場合は、代理者により完了を確認し、完了を確認した職員の部分には、業務員の氏名に合わせ代理者の氏名を記載すること。また、受付印を押して受領日を明確にしておくこと。
- (3) 業務員は、検査命令として完了届下段を利用して検査員の指名、検査日時について課長までの決裁を受ける。
  - ・ 検査員は、課長が指名する業務担当係長以外の係長職以上とする。
  - ・ 立会人は、課長が指名する業務担当者以外の一般職とする。
  - ・ 検査は、完了届の受理の日から10日以内に実施しなければならない。

#### 5 業務委託成績表

業務主任は、履行期間内の最終の完了届の提出を受けたら速やかに業務委託成績表（様式A）を作成し、これを完了届に添付すること。

#### 6 検査

検査は、業務員、受託者（現場代理人又は主任技術者は必須）、立会人が同席のうえ、検査員が、契約書、仕様書その他関係書類に基づき、市設街路灯修繕業務内容報告書等の検査対象期間の業務報告関係書類及び必要に応じて現地確認により実施する。検査員は、業務履行検査報告書をもって検査結果を命令者に報告する。

#### 7 請求書

検査に合格したときは、受託者から請求書を受け、所定の支出手続を行う。

### 第6節 消費税の取扱い

契約単価に消費税及び地方消費税相当額は含まれない。したがって、検査対象月の作業実績と契約単価に基づき算出した金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を支払額とする。

### 第7節 その他

業務委託の実施について、この要領のほか必要な事項は、建設局長が別に定める。

# 様式

様式A	業務委託成績表	7
様式B	成績表審査基準	8
様式C	出来ばえ審査基準	9
	支出負担行為何書 財務会計システム参照	
様式D	業務発注簿	10
様式E	入札参加資格に関する申立書	11

(様式A)

		決裁年月日			
		令和	年	月	日
業務委託成績表 (業務担当職員・係長及び検査員)		部長	課長	係長	係
		指示番号	札 維第 号	契 約 工 期	令和 年 月 日 令和 年 月 日
業 務 名		完了日	令和 年 月 日		
受 託 者		契 約 金 額			円
記 入 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日	
評定項目	細 目	業務担当職員考査点		係長考査点	
		扶 養 職 員 印			
施工体制	管理及び技術能力	点	点		
	施 工 状 況	点			点
施工管理	出 来 形 管 理	点			点
	写 真 管 理	点			点
現場管理	地元との渉外関係	点			
	安 全 管 理	点	点		
出来ばえ (工種)	出 来 ば え ( )				点
加減点合計		点	点		点
(*1) 評 定 点		① 点	② 点		③ 点
(*2) 評 定 点 (小数点第1位で記入)		①×0.4= 点	②×0.2= 点		③×0.4= 点
各考査の総合評定点合計(小数第1位を四捨五入)					点
良好: 76以上 普通: 75~65 悪い: 64~55 指導: 54以下 (*3)					

- (※1)評定点=65点±加減点
- 業務完了後、業務担当職員及び係長が(※2)評定点まで記入し、完了届に添付する。
- 検査完了後、検査員が評定点合計及び(※3)に評定(良好～指導)を記入する。
- 成績表は、完了検査報告書とともに決裁を受ける。
- 評定項目の内容については、別紙(様式B)考査基準による。(成績表に添付する)

○成績表考査基準

(様式 B)

評定項目	細目	項目	項目	業務主任		係長		検査員	
				減 標 点	加 標 点	減 標 点	加 標 点	減 標 点	加 標 点
施工体制	管理及び 技術能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係法令の遵守について。</li> <li>● 官公庁への手続き・交渉について。(手際よくて標準)</li> <li>● 業務員の指示による施工現場の理解度、熟知度について。</li> <li>● 業務実施実施の体制について。(すみやかな実施で標準)</li> </ul>	点	+2	+5	-5	0	-5	0
				+2	+5	-5	0	-5	0
				+2	+5	-5	0	-5	0
				+2	+5	-5	0	-5	0
施工管理	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務の報告について。(適切な報告は標準)</li> <li>● 業務日誌の提出及び整理について。(すみやかな提出・適切な整理は標準)</li> </ul>	点	+2		-4	0	-4	0
				+1		-4	0	-4	0
				+4		-5	0	-5	0
				+4		-5	0	-5	0
現場管理	地元との 渉外関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出来形と仕様書等で定めた規格値のパラジキの有無について。</li> <li>● 出来形に必要な関係書類等の保管整理について。</li> <li>● 着手前、完成後の写真撮影について。(わかり易さ)</li> <li>● 写真整理の創意工夫について。</li> <li>● 受託者に起因する地元苦情について。(トラブルが無くて標準)</li> <li>● 地元対応の積極性について。(若干の苦情は標準)</li> <li>● 必要な事前調査等の実施について。</li> </ul>	点	+2		-2	0	-2	0
				+2		-2	0	-2	0
				+2		-2	0	-2	0
				+2		-2	0	-2	0
現場管理	安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標識類の設置状況について。</li> <li>● 安全施設の設定状況について。</li> <li>● 交通誘導員等の適切な配置について。</li> </ul>	点	+2	+5	-5	0	-5	0
				+2	+5	-5	0	-5	0
				+2	+5	-5	0	-5	0
				+2	+5	-5	0	-5	0
出来ばえ	出来ばえ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仕上がりの状態のパラジキについて。</li> <li>● 仕上がりの状態のさめ細かさについて。</li> <li>● 既設物とのすりつけについて。</li> <li>● 全体的に美観が良い。</li> </ul>	点			-2	0	-2	0
						-2	0	-2	0
						-2	0	-2	0
						-2	0	-2	0

※加減点数を丸で囲む。

工 種	項 目	関 連 図 書
道路維持作業関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土工等のすりつけ状態について。</li> <li>● 路面整正の仕上がりについて。</li> <li>● 切盛土法面の出来ばえについて。</li> <li>● 側溝及び排水処理の出来ばえについて。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路維持修繕要綱(日本道路協会)</li> <li>○ 札幌市福祉のまちづくり条例</li> <li>○ 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説(日本道路協会)</li> <li>○ 歩道施工ガイドライン(札幌市)</li> <li>○ 札幌市測量調査等委託仕様書</li> </ul>
舗装道補修関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 路面状態について。(水たまりの有無・表面)</li> <li>● 雨水枳や構造物・既設物へのすりつけについて。</li> <li>● 区画線等の出来ばえについて。</li> <li>● 目視による平坦度について。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路維持修繕要綱要綱(日本道路協会)</li> <li>○ アスファルト舗装要綱(日本道路協会)</li> <li>○ 簡易舗装要綱(日本道路協会)</li> <li>○ 歩道施工ガイドライン(札幌市)</li> </ul>
道路区画線塗装関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既設区画線等のすりつけについて。</li> <li>● 区画線塗装の仕上げの状態について。</li> <li>● 現場の区画線塗装汚れ状態について。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路標示施工ハンドブック(北海道道路標示業協会)</li> </ul>
道路排水施設清掃関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発生した汚泥は、規定に従って処理されているか。</li> <li>● 清掃完了時の跡始末について。(残処理物等の確認)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> <li>○ 産業廃棄物ガイド</li> </ul>
河川維持作業関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ブロック等部材の出来ばえについて。</li> <li>● 土木・芝付け・伐開除草について。</li> <li>● 樋門・床止工等の構造物の出来ばえについて。</li> <li>● 既設構造物等のすりつけについて。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 砂防技術基準(案)同解説</li> <li>○ 河川管理施設等構造令</li> </ul>
塗装補修関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 塗装の仕上げの状態について。</li> <li>● 現場の塗装汚れ状態について。</li> </ul>	
構造物補修関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補修の出来ばえ状態について。</li> <li>● 補修後の汚れ状態について。</li> </ul>	
照明灯補修関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 照明灯の建てつけ状態について。</li> <li>● ボールの仕上げ塗装の状態について。</li> <li>● 現場の塗装汚れ状態について。</li> <li>● 舗装面の復旧の出来ばえについて。</li> <li>● 照明灯の取り付け状態について。</li> </ul>	
標識類補修関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標識の建てつけ状態について。</li> <li>● 基礎の埋め戻し状態について。</li> </ul>	
防護柵等補修関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎の埋め戻し状態について。</li> <li>● 製品の目通り状態について。</li> <li>● 製品のキズについて。</li> <li>● 接合部分の配慮について。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防護柵の設置基準・同解説</li> <li>○ 車両防護柵標準仕様・同解説</li> </ul>
草刈業務関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 草刈の面のムラについて。</li> <li>● 草刈後の掃除の状態について。</li> </ul>	
伐木業務関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伐木の復旧の状態について。</li> <li>● 現場の後片付けについて。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既設構造物等のすりつけ状態について。</li> <li>● 土工等全般の出来ばえについて。</li> </ul>	

※主たる工種についてのみ考査すること。

(業務発注簿)

指示 番号	指 示 月 日	業 務 名	業 者 名	業務担当職員	備 考
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				

※この様式は、必要に応じて適宜変更可能

## 入札参加資格に関する申立書

令和 年 月 日

札幌市長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

令和 年 月 日付けで入札告示のありました札幌市〇区△地区市設街路灯修繕業務に係る競争参加資格のうち、高所作業車等に関しては、

- 1 自社で所有している  
※車検証及び従事者の免許・技能講習修了を証明できる書類の写しを添付
- 2 契約期間中常時リース等により確保する  
※契約時にリース等の契約書及び従事者の免許・技能講習修了を証明できる書類の写しを提出ことを申し立てます。

なお、上記2に該当の場合については、契約締結時までに、当該リース契約等に基づく高所作業車等を確保できない場合には、本契約の解除項目となることを確認いたします。